平成21年度

年金制度のポイント



厚生労働省 年金局

目次

第1章 公的年金の意義と役割

	1 2 3 4	老齢基礎年 障害基礎年 遺族基礎年 国民年金・	宝金・ 宝金・	障害 遺族	厚生 厚生	年: 年:	金金	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20 2) 1
第4章	年会	金の支給要	件と	保随	料														
	1 2 3 4	公的年金の公的年金の 公的年金の 将来の保険 国民年金の)保険 科水	料・ 準の	·· 固定	•	•	• •	•	•	•			•	•	•	•	12 12 13 14	2 3
第3章	公的	り年金の適	囲と	保随	料														
	1 2 3	公的年金0 公的年金0 公的年金0)給付	• •		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5 8 0
第2章	公的	勺年金制度	の概	要															
	1 2 3	少子高龄化 公的年金加 公的年金加	が果た	す役	割・		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (1 3 4

第5章 社会保障協定

	1	社会保障協定の意義・・・・・・・・・・2 社会保障協定の締結・・・・・・・・・・2	
	3	二重負担の防止・・・・・・・・・・・2	3
	4	加入期間の通算・・・・・・・・・・・24	4
	5	年金制度の国際比較・・・・・・・・・・2	5
第6章	年金	登積立金の運用	
	1	年金積立金の運用の意義・・・・・・・・20	ි
	2	運用の仕組み等・・・・・・・・・・・20	ටි
第7章	企對	美年金制度等	
	1	企業年金等の意義・・・・・・・・・・3	1
	2	確定給付型と確定拠出型・・・・・・・・・3	1
	3	厚生年金基金の現状・・・・・・・・・・3	3
	4	確定給付企業年金の現状・・・・・・・・・3	5
	5	確定拠出年金の現状・・・・・・・・・・3	7
	6	国民年金基金の現状・・・・・・・・・・39	9
参考資	料(平成 21 年財政検証結果)	
	1	平成 16 年年金制度改正における給付と負担の見通し	
	0	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
	2	財政検証の諸前提・・・・・・・・・・・・4	
	3	厚生年金の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・4	
	4	国民年金の財政見通し・・・・・・・・・・4	
	5 6	給付水準の将来見通し・・・・・・・・・4 年金額及び所得代替率の見通し(標準世帯)・・・・4	

第1章 公的年金の意義と役割

1 少子高齢化の進行

我が国の平均寿命は世界一の水準に達し、 人口構造の高齢化が進む一方、生まれてくる 子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進ん でいます。また、総務省の「平成 20 年人口 推計年報」(平成 21 (2009) 年4月公表) による平成 20 年 10 月 1 日現在の人口は 1 億 2,769 万人で、同調査の平成 19 年 10 月 1 日現在の人口と比べて7万人の減少となっており、我が国が「人口減少社会」を迎えつつあることが明らかになってきています。

〈図表1-1〉65歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口/全人口	65 歳以上人口/20 歳以上65 歳未満人口
昭和 35 (1960) 年	5.7%	10.6% (9.5 人で1人)
昭和 45 (1970) 年	7.1%	11.7% (8.5人で1人)
昭和 55 (1980) 年	9.1%	15.1% (6.6人で1人)
平成2(1990)年	12.0%	19.6% (5.1 人で1人)
平成7(1995)年	14.5%	23.2% (4.3 人で1人)
平成 12 (2000) 年	17.3%	27.9% (3.6 人で1人)
平成 17 (2005) 年	20.2%	33.1% (3.0人で1人)
平成 20 (2008) 年	22.1%	37.0% (2.7人で1人)
平成 42(2030)年	31.8%	58.2% (1.7人で1人)
平成 67 (2055) 年	40.5%	85.0% (1.2人で1人)

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 18年 12月推計)」

<図表1-2>平均寿命の推移 (単位:年) 〈図表1-3〉平均寿命の国際比較 (単位:年)

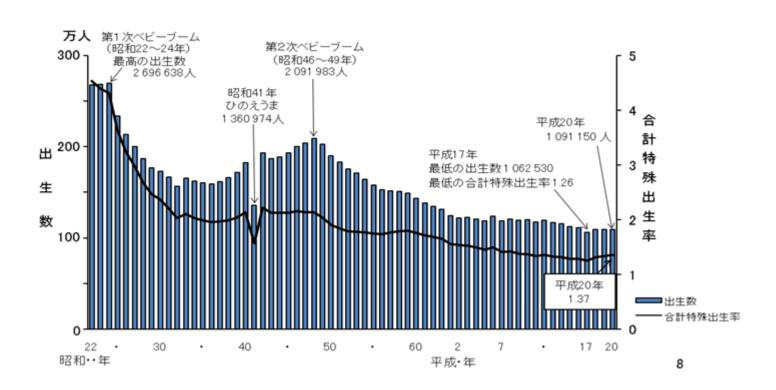
	平均	寿命
	男	女
昭和35 (1960) 年	65.32	70.19
昭和 45 (1970) 年	69.31	74.66
昭和55 (1980) 年	73.35	78.76
平成2(1990)年	75.92	81.90
平成7(1995)年	76.38	82.85
平成 12 (2000) 年	77.72	84.60
平成 17 (2005) 年	78.53	85.49
平成 20 (2008) 年	79.29	86.05

(資料)	厚生労働省統計情報部	「平成20年簡易生命表
`	ラマイノ		一十多 乙乙 午间初上的我

		平均	寿命
玉	作成基礎期間	男	女
日本	2008	79.29	86.05
アメリカ	2006	75.1	80.2
イスラエル	2007	78.8	82.5
韓国	2007	76.15	82.7
フランス	2008	77.5	84.3
アイスランド	2008	79.6	83.0
イタリア	2006	78.44	83.98
ノルウェー	2008	78.31	82.95
スウェーデン	2008	79.10	83.15
スイス	2007	79.4	84.2
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

(資料)厚生労働省統計情報部「日本人の平均余命」

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



2 公的年金が果たす役割

長寿化による国民の老後期間の伸長のほか、

- ・産業構造の変化(工業化等)
- ・都市化
- ・家族(世帯)の在り方の変化
- ・国民意識の変化

などに伴い、子どもからの仕送りなどの私的扶養のみによって老後生活を送ることが困難になっています。

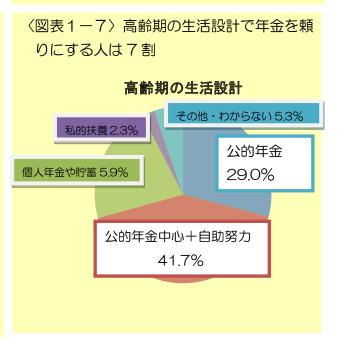
こうした中で、公的年金は、高齢者世帯の所得の約7割を占め、国民の4人に1人が年金を受給するなど、今や老後生活の柱として定着し、国民生活に不可欠な役割を果たしています。

《図表1-6》6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活 **公的年金・恩給が総所得に占める割合**20~60%未満8.2%

40~60%未満8.2%

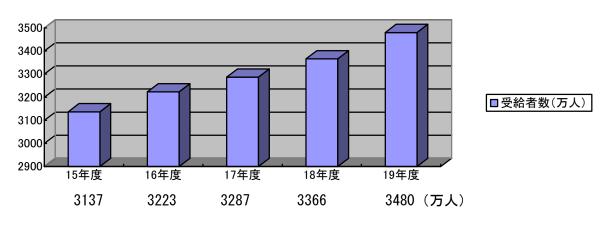
全てが公的年金・ ・ 恩給 61.2%

高齢者世帯の平均所得に占める割合 その他の所得 5.5% 財産所得 5.9% 公的年金・恩給 70.8% (211.6 万円)



〈図表1-8〉国民の4人に1人が年金を受給

社会保険事業の概況(社会保険庁)



3 公的年金の基本的考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立て てその運用益とともに個人に返す(=積立方 式)のではなく、現在の現役世代の納める保険 料によって現在の高齢者の年金給付を賄うと いう、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代 間扶養の仕組みによって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているからこそ、

- ・賃金や物価に応じて給付額をスライド
- ・受給権者が亡くなるまで終身年金を支払い
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

といったことが可能になっているのです。

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、本来、個人における損得を考慮すべきではなく、また公的年金における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じる

ことは適当ではないことに留意する必要があ ります。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金は、(1) で述べたような長所があり、さらに公的な制度 であるからこそ、

- ・給付費等に対する国庫負担が行われること
- ・支払った保険料は全額税制上所得から控除 されること(社会保険料控除)

など、私的年金にはない有利な措置が講じられています。

私的年金(個人年金や貯蓄)は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズに対応する役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保していくべきものと考えられます。

公的年金制度は、本来、損得で論 ずる問題ではありませんが、あえて 計算したとしても、「払い損」にはな っていません。

〈図表1-9〉世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5. 1倍	3. 4倍	2. 8倍	2. 5倍	<u>2.3倍</u>

【国民年金(基礎年金)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,700万円
年金給付	1,400万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	2,500万円
比率	4. 5倍	2. 7倍	1. 9倍	1. 6倍	1. 5倍

- (注1)保険料は、20歳~59歳まで40年間納付するものと仮定しています。
- (注2)65歳から60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民 年金は平均余命の男女平均。)まで年金を受給するものと仮定しています。
- (注3)保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2016年~);賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%)
- (注4)【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。

第2章 公的年金制度の概要

1 公的年金の制度体系

(1) 国民皆年金

我が国の公的年金の特色の一つは、全国 民が職業や所得等に関わらず公的年金でカ バーされる「国民皆年金」の制度を採って いることであり、このような体制は昭和 36(1961)年に国民年金制度の適用が始まったことにより整備されたものです。

(2)「2階建て」の制度体系

その後、昭和 61(1986)年の制度改正により、基礎年金制度が導入されました。

この結果、現在では、現役世代は全て国 民年金の被保険者となり、高齢期になれば 加入期間に応じて定額の基礎年金の支給を 受けます。民間被用者や公務員等は、これ に加え、厚生年金(共済年金)に加入し、基礎 年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間 に応じて報酬比例年金を受けることになり ます。

<図表2-1>

(数値は平成20年3月末) 確定拠出年金 (個人型) 確定拠出年金 (企業型) 厚生年金 基金 確定給付 企業年金 適格退職 年金 職域加算部分 国民年金基金 (代行部分) 厚生年金保険 共済年金 加入員数 451万人 (基礎年金) 民年金 第2号被保険者 【 公務員等 】 自営業者等 民間サラリーマン の被扶養配偶者 1,063万人 2,035万人 3,908万人 第3号被保険者 第1号被保険者 第2号被保険者等 7,007万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)。

〈図表2-2>公的年金制度一覧

〈図表2-2〉公的年金制度一覧

○国民年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	被保険者数①	老齡基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額			積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成21年4 月)	老齡基礎年金 支給開始年齢
	万人	万人		万円	兆円	兆円	兆円		Ħ	
第1号被保険者	2,035				4.2	8.3	[8.5]	3.7 [3.9]	14,660	
第2号被保険者	3,837	2,601	2.67	5.8						6 5 歳
第3号被保険者	1,063				_	_	_		_	
合計	6,935									
(参考) 公的年金加入者合計	7,007									_

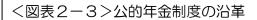
- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。
 - 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 - 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 - 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金 法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 - 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 - 6. 積立金「時価ペース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用法人における市場運用分の運用実績を時価ペースで評価したものである。 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 - 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

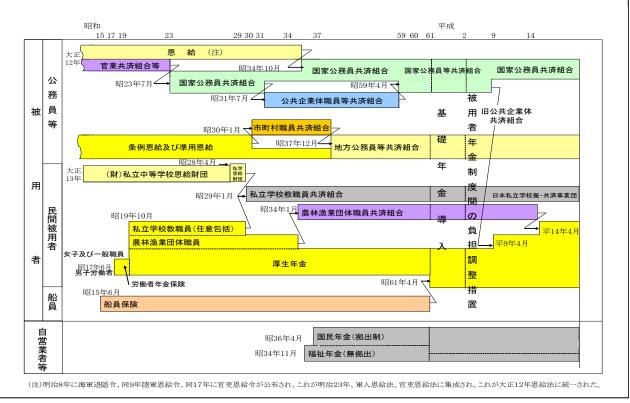
○被用者年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	適用者数①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成21年4 月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成21年度)
厚生年金保険	万人 3,452	万人 1,260	2.74	万円 16.7	兆円 3 3.1	兆円 兆円 127.1 [130.2]	4.7 [5.1]	% 15.350	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳
国家公務員共済組合	106	6 5	1.62	2 2 . 1	2.0	8.8 [8.9]	6.7 [7.0]	15.025	成カナ・ダナ 00 kk 坑内員・船員 58歳
地方公務員共済組合	299	167	1.79	22.8	5.2	40.2 [39.9]	10.5 [11.1]	14.800	定額部分
私立学校教職員共済	4 6	1 0	4.67	21.5	0.4	3.5 [3.4]	10.1 [10.6]	12.230	一般男子・共済女子63歳厚年女子 62歳
合計	3,908	1,502	2.60	17.6	40.6	179.5 [182.4]	5.5 [5.9]	-	坑内員・船員 58歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 - 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 - 3. 老齢(退職) 年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 - 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 - 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16. 2%であり、日本鉄道及び日本たばご産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15. 69%及び15.55%である。
 - 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 - 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 - 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)





〈図表2-4〉主な任金制度改正の経緯

<図表2-4>主な年金制度改正の経緯 						
制度の創成	昭和 17(1942)年 昭和 19(1944)年 昭和 29(1954)年 昭和 36(1961)年	労働者年金保険法の発足 厚生年金保険法に改称 厚生年金保険法の全面改正 国民年金法の全面施行(国民皆年金)				
制度の充実	昭和 40(1965)年 昭和 44(1969)年 昭和 48(1973)年	1万円年金 2万円年金 5万円年金、物価スライド制の導入、 標準報酬の再評価等				
高齢化への対応	昭和 60 (1985) 年 平成 2 (1990) 年 平成 6 (1997) 年 平成 9 (1997) 年 平成 12 (2000) 年 平成 14 (2002) 年 平成 16 (2004) 年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し(賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ等農林共済を厚生年金に統合上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、有限均衡方式基礎年金国庫負担割合2分の1の実現				

2 公的年金の給付

<図表2-5>平成21(2009)年度年金額一覧

[] 内は月額換算した額

	平成21年4月~
【国民年金】	
老齡基礎年金	792,100 [66,008]
障害基礎年金(1級)	990,100 [82,508]
(2級)	792,100 [66,008]
遺族基礎年金(子 1 人)	1,020,000 [85,000]
基本	792,100 [66,008]
加算	227,900 [18,992]
旧法 5年年金	409,600 [34,133]
10 年年金	481,300 [40,108]
障害年金(1級)	990,100 [82,508]
(2級)	792,100 [66,008]
母子年金(子 1 人)	1,020,000 [85,000]
基本	792,100 [66,008]
寡婦加算	227,900 [18,992]
老齢福祉年金	405,800 [33,817]
【厚生年金】	
標準的な年金額	2,791,100 [232,592]
旧法 障害年金	792,100 [66,008]
(最低保障額)	792,100 [88,008]
旧法 遺族年金	1,513,800 [126,150]
(2 子・最低保障額)	1,513,800 [126,150]
基本	792,100 [66,008]
寡婦加算	265,900 [22,158]
加 算	455,800 [37,983]

<図表2-6>近年の物価スライドの経緯

1 21 -	• , ,_	1 - 2 1 / 3 44									
年度(平成)	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全国消費者											
物価指数対	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	1.4	_
前年比(%)											
スライド率	0.6	0.0	0.0	0.0	△0.9	△0.3	0.0	△0.3	0.0	0.0	0.0
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	Δ0.9	Δ0.3	0.0	Δ0.5	(※)	0.0	(※)

物価スライド特例措置

- ・ 平成 12~14 年度の年金額については、それぞれ平成 11 年~13 年の物価下落分を据え置く特例措置を行った。(累計 \triangle 1.7%分)
- ・ 平成 16 年改正において、物価下落分を据え置いた年金額水準(特例水準)と、本来の物価を基準として改定 した場合の年金額水準(本来水準)を比較し、高い方の年金額が支給されることとなっており、平成 21 年度の 年金額については、下記(※)のとおり本来水準をプラス改定してもなお、据え置いた額の特例水準が本来水準 を上回っているため、特例水準の年金額が支給されている(特例水準の年金額は、物価が上昇してもプラス改定 しない。)。
- ※ 平成 19 年度については、名目手取り賃金変動率が 0.0%であったため、年金額は改定されていない。また、 平成 21 年度については、名目手取り賃金変動率が+0.9%であったため、本来水準については+0.9%の改定が 行われた。

3 公的年金の財政

公的年金の収入は、保険料のほかに積立金の 運用収入と国庫負担(税財源)があり、これら によって年金給付等の支出を賄っています。

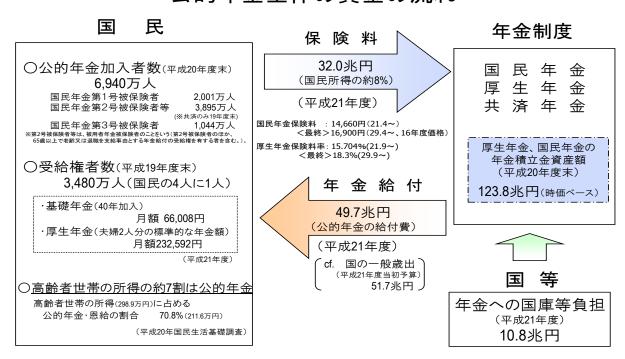
また特に、全国民共通の基礎年金については、 毎年度の給付費を国民年金・厚生年金・共済年 金の各制度が加入者数に応じて公平に負担す る拠出金と国庫負担によって賄う仕組みとなっています。

このような公的年金の財政については、平成 16(2004)年の年金制度改正までは、少なく とも5年に一度行われる財政再計算によって、 長期的な収支を見通した上でその均衡を図り、 必要な給付と負担の見直しが行われてきまし た。 平成 16 年制度改正では、このような従来の財政運営方法をやめて、まず将来の保険料水準の上限を設定し、基礎年金に対する国庫負担の引上げと合わせて、その収入の範囲内で給付水準を調整することにより、一定期間(概ね 100年間)において財政の均衡を図ることとされました。

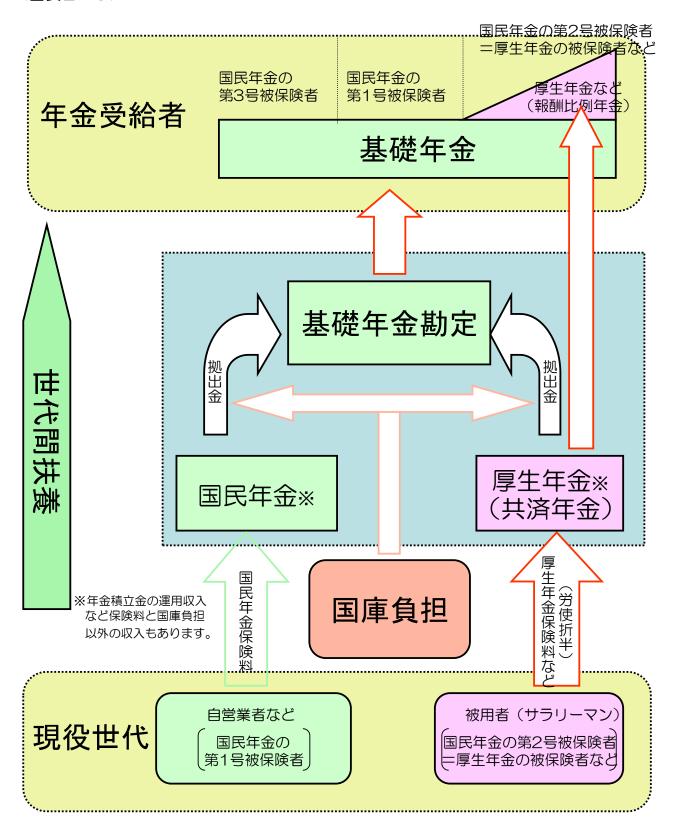
この新たな仕組みの下では、従来の財政再計算に代わり、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて年金の財政状況を検証し、「財政の現況及び見通し」を作成することとされています(財政検証)。

<図表2-7>公的年金全体の資金の流れ

公的年金全体の資金の流れ



※平成21年度より基礎年金国庫負担割合 を1/2に引上げ



第3章 公的年金の適用と保険料

1 公的年金の適用

厚生年金の適用事業所に使用される 70 歳未満の人は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員共済制度の加入者は、共済組合の組合員等となります。これら官民の被用者は、原則として、厚生年金又は共済年金(被用者年金)に加入すると同時に、国民年金の被保険者(第2号被保険者)となります。

被用者年金加入者の配偶者であって主として 被用者年金加入者の収入により生計を維持する 人のうち 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年 金の被保険者(第3号被保険者)となります。

これら以外の人、すなわち自営業者、農林漁業者などで 20 歳以上 60 歳未満の人はすべて国民年金の被保険者(第1号被保険者)となります。

2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者(第1号被保険者)は、 国民年金に毎月一定額(平成21(2009)年度は 14,660円)の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や 賞与に基づいて、定められた保険料率(平成 21 年9月~22 年8月は 15.704%)を乗じた額を 労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、 事業主が納付義務を負っており、事業主は従業 員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源 泉控除して保険料を納めます。

国民年金の第3号被保険者は、自ら保険料を納めません。その配偶者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものという認識に立っており、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者が加入する制度からの拠出金で賄われます。

職業等		加入	.制度	保険料		
自営業者、農業者、学生等(20歳以上60歳未満で下記以外の人)		国民年金 【第1号被保険者】		14,660円(月額)※毎年度280円(平成16年度価格*)ずつ引き上げられ、最終的に16,900円(*)で固定。		
				月収の 15.704%(労使折半。本人負担は月		
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人(民間サラリーマン、OL等)	国民年金 【第2号被保険者】	厚生年金	収の 7. 852%) ※毎年 9 月に 0. 354%ずつ引き上げ、最終的に 18. 3%で固定。		
100/1176						
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】	共済年金	加入共済制度により月収の 12.230%~15. 154%(労使折半)		
専業主婦等(被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人)		国民年金 【第3号被保険者】		保険料負担は要しない。(配偶者が所属する被用者年金制度(厚生年金または共済年金)が負担。)		

[※] 平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、 賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。 平成 22(2010)年度の国民年金保険料額は 15,100 円となる見通しです。

[※] 平成 22 年 9 月~23 年 8 月の厚生年金保険料率は 16.058%(本人負担は 8.029%)。

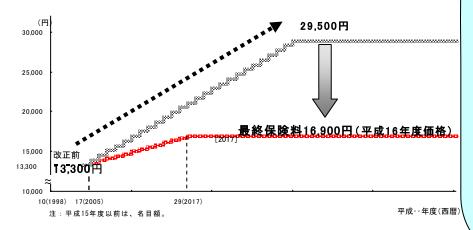
3 将来の保険料水準の固定

以前は、国民年金・厚生年金の保険料(額)の設定について、「段階保険料」という考え方に基づき、少なくとも5年に一度行われる財政再計算の際に給付と負担を見直して、財政が均衡するよう将来の保険料引き上げ計画を策定することとなっていました。

しかし、少子高齢化が急速に進む中で、この

ような方法をとっていった場合、将来の保険料水準が際限なく上昇してしまうのではないかといった懸念の声があったことから、平成16(2004)年の年金制度改正では、将来の上昇を極力抑えながら将来の保険料水準を固定するという、新たな年金財政運営方法がとられました。

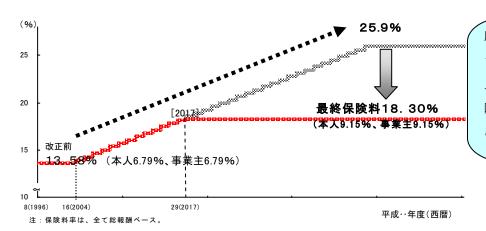
国民年金の保険料



国民年金の保険料は、平成 16(2004) 年度 13,300 円から毎年度 280 円(平成 16 年度価格) ずつ引き上げられ、平成 29(2017)年度に 16,900 円(平成 16 年度価格)で上限に達し、それ以後は同額を維持することとされました。

(注)「平成 16 年度価格」とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格 表示したものです。実際に賦課される 保険料額は、平成 16 年度価格の額に、 賦課されるまでの賃金上昇率を乗じて 定められます。

厚生年金の保険料率



厚生年金の保険料率は、平成 16 年 13.58%から毎年 0.354%ずつ引き上げられ、平成 29 年に 18.3%で上限に達し、それ以後は同率を維持することとされました。

4 国民年金の保険料免除

国民年金の第 1 号被保険者の中には、失業して所得のない方など、多様な方々が含まれています。その中には、経済的な理由などにより一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みが設けられています(10 年以内であれば追納が可能)。

保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続をとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1又は4分の1の納付が免除されます。

この申請による保険料免除を受けている期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額納付した場合と比べて以下のように計算されます。

〈平成21年3月以前の期間〉

全額免除=3分の1、4分の3免除=2分の1、半額免除=3分の2、4分の1免除=6分の5

〈平成21年4月以降の期間〉

全額免除=2分の1、4分の3免除=8分の5、半額免除=4分の3、4分の1免除=8分の7

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

● 免除の対象となる所得のめやす(平成21年度)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4 人世帯 (夫婦・子 2 人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、申請などの手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額免除期間と同様に計算されます。

また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

さらに、学生には、「学生納付特例制度」が、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生(学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方)本人の所得が一定以下(※)の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成21年度の所得基準(申請者本人のみ) 118万円+扶養家族等の数×38万円+社会保険料控除等 家族の方の所得の多寡は問いません。

若年者納付猶予制度

30 歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下(※)の場合に、保険料の納付が猶予されます。(平成27年6月までの措置。)

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 所得基準(申請者本人と配偶者)(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

参考:厚生年金の標準報酬月額・保険料月額表

厚生年金の保険料は、厚生年金の保険料は、原則として毎年4~6月の報酬を基礎として社会 保険庁長官が決定した標準報酬月額をその年の9月~翌年8月まで用いて計算することとされ ています。

〈図表3-1〉

		報酬月額			保険料	(月額)
標準報酬月額等級	標準報酬 月額					~H22.8 (04%)
					保険料額	自己負担額 (労使折半)
1	98,000	円以上	~	円未満 101,000	15,389.92	7,694.96
2	104,000	101,000	~	107,000	16,332.16	8,166.08
3	110,000	107,000	~	114,000	17,274.40	8,637.20
4	118,000	114,000	~	122,000	18,530.72	9,265.36
5	126,000	122,000	~	130,000	19,787.04	9,893.52
6	134,000	130,000	~	138,000	21,043.36	10,521.68
7	142,000	138,000	~	146,000	22,299.68	11,149.84
8	150,000	146,000	~	155,000	23,556.00	11,778.00
9	160,000	155,000	~	165,000	25,126.40	12,563.20
10	170,000	165,000	~	175,000	26,696.80	13,348.40
11	180,000	175,000	~	185,000	28,267,20	14,133.60
12	190,000	185,000	~	195,000	29,837.60	14,918.80
13	200,000	195,000	~	210,000	31,408.00	15,704.00
14	220,000	210,000	~	230,000	34,548.80	17,274.40
15	240,000	230,000	~	250,000	37,689.60	18,844.80
16	260,000	250,000	~	270,000	40,830.40	20,415.20
17	280,000	270,000	~	290,000	43,971.20	21,985.60
18	300,000	290,000	~	310,000	47,112.00	23,556.00
19	320,000	310,000	~	330,000	50,252.80	25,126.40
20	340,000	330,000	~	350,000	53,393.60	26,696.80
21	360,000	350,000	~	370,000	56,534.40	28,267.20
22	380,000	370,000	~	395,000	59,675,20	29,837.60
23	410,000	395,000	~	425,000	64,386.40	32,193.20
24	440,000	425,000	~	455,000	69,097.60	34,548.80
25	470,000	455,000	~	485,000	73,808.80	36,904.40
26	500,000	485,000	~	515,000	78,520.00	39,260.00
27	530,000	515,000	~	545,000	83,231,20	41,615.60
28	560,000	545,000	~	575,000	87,942.40	43,971.20
29	590,000	575,000	~	605,000	92,653.60	46,326.80
30	620,000	605,000	~		97,364.80	48,682.40

(注) 坑内員・船員の保険料率は 16.448% また、賞与に係る保険料は、賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額、1 カ月当たり 150 万円が上限)に、保険料率を乗じた額となります。

第4章 年金の支給要件と年金額

1 老齢基礎年金·老齢厚生年金

U			
		老齢基礎年金	
支給	① 受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間で (ただし、年金額には反映されない)		合算対象期間があります。)
要件	②支給開始年齢 65 歳。(ただし、60 歳からの繰上)	ブ受給や、66 歳以降の繰下げ受給	を請求することができます。)
	年金額=792,100円 ×	①+②+③+④+⑤	※加入可能年数については 15 年 4 月 2 日から昭和 2 — 月1日までに生まれた人に

※加入可能年数については、大正 15年4月2日から昭和2年4 月1日までに生まれた人について は、25年に短縮されており、以 降昭和16年4月1日生まれの人 まで生年月日に応じて26年から 39年に短縮されております。

①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数 \times 1/3(平成21年4月以降の期間は 1/2) ③保険料 3/4 免除月数 \times 1/2 (5/8) ④保険料半額免除月数 \times 2/3 (3/4) ⑤保険料 1/4 免除月数 \times 5/6 (7/8)

40(加入可能年数※)×12

●繰上げ請求及び繰下げ請求

〇昭和16年4月2日以後生まれの人(月単位)

全部繰上げ

年金額

(平成 21

年度)

減額率=0.5%×繰上げ請求月から 65 歳 になる月の前月までの月数

繰下げ請求

増額率=0.7%×65 歳到達月から繰上げ 請求月の前月までの月数

一部繰上げ

(昭和16年4月2日から昭和24年4月1日生まれ(女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日生まれ))

老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。

〇昭和16年4月1日以前生まれの人(年単位)

繰上げ請求と減額率

請求時の年齢	減額率
60 歳	0.42
61 歳	0.35
62 歳	0.28
63 歳	0.20
64 歳	0.11
·	

繰下げ請求と増額率

受給権を取得した日から繰下げの申出をし	増額率
た日までの期間	
1年を超え2年に達するまでの期間	12.0 %
2年を超え3年に達するまでの期間	26.0 %
3年を超え4年に達するまでの期間	43.0 %
4年を超え5年に達するまでの期間	64.0 %
5年を超える期間	88.0 %

①受給資格期間

老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に 1 ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60 歳台前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要です。)

老輪厚生年金

②支給開始年齢

60 歳台前半の老齢厚生年金・・・60 歳。(平成6年及び12年改正により、段階的に引上げ(表4-1参照)) 老齢厚生年金・・・65歳。ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。

60 歳~64 歳:(1)+(2)+(3)

65 歳以上: (2)+(3)

(1) 定額部分

(1,676円~3,143円※)×(被保険者期間の月数)×0.985

(2)報酬比例部分

[(平均標準報酬月額)×(10/1000~7.5/1000%)×(平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数) +(平均標準報酬額)×(7.692/1000~5.769/1000%)×(平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の 月数)]×1.031×0.985

※単価・乗率は生年月日により異なります。

- (3) 加給年金(定額部分が加算される場合に限ります。)
 - ・配偶者 227,900 円 ・第1子および第2子 227,900 円 ・第3子以降 各 75,900 円 加給年金の支給要件は次のとおりです。
 - ①本人の厚生年金加入期間が20年以上(40歳(女子は35歳)以後15年以上)
 - ②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること。
 - ③配偶者が65歳未満で生計維持関係にあること。
 - ④配偶者の年収が850万未満であること。
 - なお、子ども(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級又は2級の障害者)がいる場合、人数に 応じて加算。

●年金の支給停止

○60 歳~64 歳

在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と年金の合計額が28万円となるまで年金を全額支給。
- | 2 賃金と年金の合計額が 28 万円を超えた場合、賃金が 48 万円になるまでは賃金が 2 増えれば年金を 1 停止。
- 3 賃金が48万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。

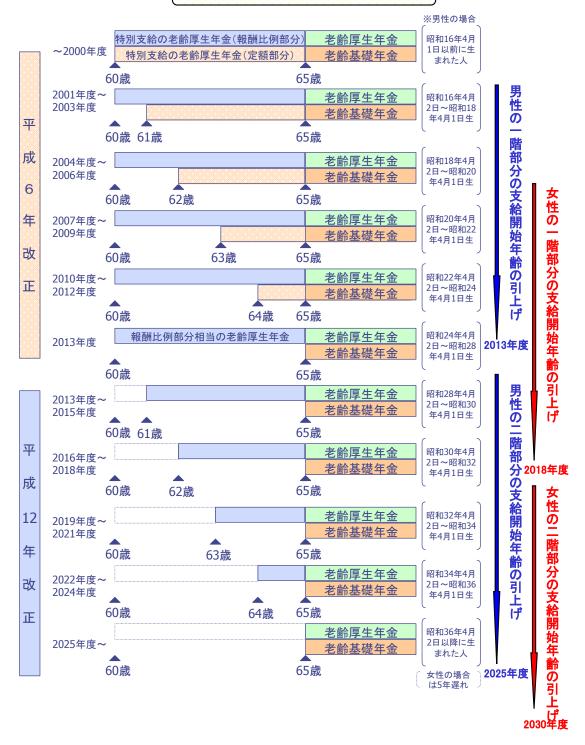
〇65歳以降(この仕組みは平成14年4月2日以後に65歳に到達する人から適用されます。)

65 歳以降の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と厚生年金(報酬比例部分)との合計額が48万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給
- 2 これを上回る場合には、賃金の増加2に対して、年金1を停止
- 3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給
- ※ 平成 19(2007)年4月1日から70歳以上の被用者にも適用拡大されました。ただし、70歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)には適用されません。
 - (注) 老齢厚生年金の繰下げ支給は平成 19(2007)年 4 月 1 日より施行されました。なお、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している人は対象となりません。

図表4-1

支給開始年齢の引上げのスケジュール



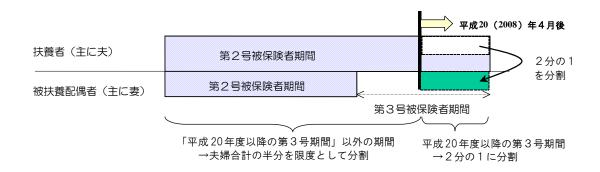
離婚時の厚生年金の分割

- 離婚した場合には、第3号被保険者期間の分割の対象とならない期間(共働き期間 など)も含め、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生 年金の分割を受けることができます。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 〇 施行日(平成19年4月1日)以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨が法律上明記されています。
- 第3号被保険者期間(施行後(平成20年4月以後)の期間)は、以下の場合に、 第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できます。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合(配偶者の所在が長期に わたり明らかでない場合など)

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



2 障害基礎年金・障害厚生年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
	①保険料納付要件 ア)初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。 イ)初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(二直近1年要件の特例)。	①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ。 ②初診日において被保険者であること
	②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって 60 歳以上 65 歳未満の国内居住者であること	③ 障害の状態 障害認定日において、障害の程度が 1 級〜3 級に該当すること。
支給要件	③障害の状態 障害認定日(※)において、障害の程度が1級又は2級に該当すること。 (ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます。)	
	●20 歳前傷病による障害基礎年金 初診日において 20 歳未満であった人が 20 歳に達した日において 1 級・2 級の障害の状態にあるとき、または、20 歳に達した後に 1 級・2 級の障害の 状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設け られています。	※ 障害認定日 初診日から1年6カ月経過した日。その間に治った 場合は治った日。
	1級 792,100円 × 1.25 + 子の加算 2級 792,100円 + 子の加算	1級 [(平均標準報酬月額)×7.5/1000×(平成15年3月までの被保険者期間の月数)+(平均標報酬額)×5.769/1000×(平成15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.985×1.25+配偶者の加算(227,900円)
年金額 (平成 21 年度)	 ●子の加算 第1子・第2子・・・各227,900円 第3子以降・・・・各75,900円 ※子とは次の者に限ります。 ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子・20歳未満で1・2級の障害者 	2級 [(平均標準報酬月額) ×7.5/1000×(平成 15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標報酬額) ×5.769/1000×(平成 15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.985+配偶者の加算(227,900円) 3級 [(平均標準報酬月額) ×7.5/1000×(平成 15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標報酬額) ×5.769/1000×(平成 15年4月以後の被保険者期間の月数)]×1.031×0.985 ←最低保障額(594,200円) (注)被保険者期間が300月(=25年)に満たないときは300月(=25年)とします。

<図表 4-3> 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給

(平成 18(2006)年 4 月実施)

今日では、障害を有していてもできる限り能力を発揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められています。年金制度としても、こうしたことに対応して、障害者の就労について年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができる仕組みとなりました。

厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金			
老齡基礎年金	0	×	0
障害基礎年金	0	0	0
遺族基礎年金	×	×	0

- (注) 〇は改正前の制度においても併給可能であった組み合わせ。
 - ◎は今回の見直しによって併給が可能となったもの。
 - ×は併給できないもの。

〈図表4-2〉 障害等級について

	障害の状態					
1 級	1 級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が 0.04 以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他					
2 級	2 級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他					
3級 (障害厚生 年金のみ)	3 級とは、就労に著しい制限を受ける程度の 状態をいいます。 (具体例) ① 両目の視力が 0.1 以下に低下した場合 ② 片手の 3 大関節のうち、2 関節に著しい障 害を残す場合 ③ 片足の 3 大関節のうち、2 関節に著しい障 害を残す場合 ④ その他					

参考 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害 基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制 度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措 置として、平成17(2005)年4月に「特別障害者給付金制 度」が創設されました。

支給の対象となる方は、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

平成21年度の支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で 月額50,700円、障害基礎年金2級に該当する方で月額4 0,560円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて 改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額又 は半額、制限される場合があります。

請求の窓口は住所地の市区町村役場です。

3 遺族基礎年金・遺族厚生年金

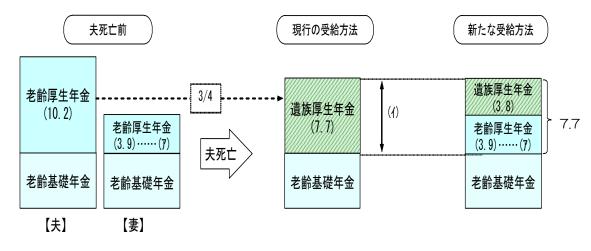
	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	①短期要件又は長期要件に該当すること ア)短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある 60 歳以上 65 歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。 イ)長期要件 老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。 ②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 3 分の 2 以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近 1 年要件の特例あり。 ③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 ④子のある妻 ⑤子 ※ 子の年齢要件 ・18 歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20 歳未満で 1 級又は 2 級の障害者	 ①短期要件又は長期要件に該当すること ア)短期要件 (必被保険者が死亡したとき。 (息被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。 (企)1 級又は2級の障害厚生年金受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。 イ)長期要件 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。 ②保険料納付要件 短期要件の多・®の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。 ③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 (過渡基礎年金の対象となる遺族 8子のない妻 (色)55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) () 孫(遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり) ※ 平成19年4月以降、夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となりました。
年金額 (平成 21 年度)	 792,100円 + 子の加算 ● 子の加算 第1子、第2子・・各227,900円 第3子以降・・・・各75,900円 (注)子が遺族年金を受給する場合の加算は、第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。 	[(平均標準報酬月額) × (10/1000~7.5/1000%) × (平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × (7.692/1000~5.769/1000%) × (平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数)] ×1.031×0.985×3/4 ※乗率は生年月日により異なります。 (注)被保険者期間が300月(=25年)に満たないときは300月(25年)とします。

< 図表4-4>遺族厚生年金の併給方法の見 直しについて (平成 19(2007)年4月実施)

自分自身が納めた保険料をできるだけ年 金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金 を全額受給した上で、現行水準との差額を遺 族厚生年金として支給する仕組みとします。

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア) と比較し、
- (ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。

【見直しのイメージ図:妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



◆配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける65歳以上の方について

老齢厚生(退職共済)年金を受ける権利を有する 65 歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの額が遺族厚生年金の額となります。

- (1)上記の計算方法による額
- (2)「上記の計算方法による額の3分の2」と「本人の老齢厚生(退職共済)年金(子の加給年金額を除く。)の額の2分の1」を合計した額
- ※ 平成 19 年 4 月 1 日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに 65 歳以上の方(昭和 17 年 4 月 1 日以前生まれの方)は、(1)の額。

◆中高齢の寡婦加算額について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、594,200円(年額)が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。 〇夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻 〇遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。)

公的年金制度の給付には、ほかにも以下のようなものがあります。

【国民年金におけるその他の給付】

	概要		概要
寡婦年金	寡婦年金は、第 1 号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25 年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10 年以上継続している妻に、60 歳から65 歳になるまでの間支給されます。	付加年金	付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。
死亡一時金	死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36月以上の人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、第1号被保険者としての保 険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除 期間の月数の4分の3に相当する月数、保険 料半額免除期間の月数の2分の1に相当する 月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分 の1に相当する月数を合算して6月以上ある 外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たし ていない者が、年金の支給を受けないまま帰 国したときに、請求により支給されます。

【厚生年金におけるその他の給付】

	概要		概要
障害手当金	障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に治った場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。	脱退一時金	脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6 月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。

<図表4-5>脱退一時金の額について

対象月数	国民年金	厚生年金
刈家戸奴	(平成21年度)	
6ヶ月以上 12 ヶ月未満	43,980円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12 ヶ月以上 18 ヶ月未満	87,960円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18 ヶ月以上 24 ヶ月未満	131,940円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24 ヶ月以上 30 ヶ月未満	175,920円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30 ヶ月以上 36 ヶ月未満	219,900円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36 ヶ月以上	263,880円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

- ※保険料率は、最終月(厚生年金保険の被保険者期間の最終の月)によって、次のように規定されています。
 - 最終月 1月~8月 前々年の10月の保険料率
 - 最終月 9月~12月 前年の10月の保険料率

第5章 社会保障協定

1 社会保障協定の意義

外国に派遣される日本国民の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重加入の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという保険料掛け捨ての問題が発生しています。

これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として社会保障協定の締結を進めています。

・予備協議中 4カ国

ハンガリー

ニスウェーデン

── ルクセンブルク

🧽 ブラジル

2 社会保障協定の締結

・発効済 10 力国

■ ドイツ 平成 12 年 2 月協定発効

→ イギリス 平成 13年2月協定発効

【●】 韓国 平成 17 年4月協定発効

■ アメリカ 平成 17 年 10 月協定発効

■ ■ ベルギー 平成 19 年 1 月協定発効

■ フランス 平成 19 年6月協定発効

び オーストラリア 平成 21 年 1 月協定発効

→ オランダ 平成 21 年 3 月協定発効 → チェコ 平成 21 年 6 月協定発効

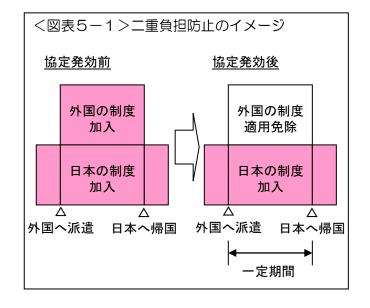
・署名済 2カ国

🦜 スペイン 平成 20年 11月協定署名

■ 【 イタリア 平成 21 年2月協定署名

3 二重負担の防止

社会保障協定により、日本又は外国の年金制度のいずれかのみに加入することとし、いずれの制度が適用されるかのルールを定めます。



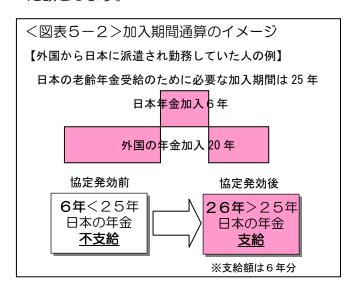
・政府間交渉中 2カ国

■ アイルランド 平成21年3月第1回交渉

■ スイス 平成 21 年7月第1回交渉

4 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の 計算に際して、日本と外国の年金制度への加 入期間を相互に通算することとします。その 際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じ た額とします。



5 年金制度の国際比較

年金制度の国際比較

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2008年)	支給開始年齢 (2008年)	国庫負担
日本	2階建て 共 原生年金保険 国民年金	全居住者	【厚生年金】 15.350% (2008.9~、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2009.4~、月当たり 14,660円)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金保険:60歳 ※男子は2025年までに、女 子は2030年までに65歳に 引上げ	基礎年金給付費の1/2
アメリカ	1階建て OASDI	被用者及び 自営業者	12.4% (労使折半)		
イギリス	2階建 (個人年金 基 礎 年 金	被用者及び 自営業者	【一般被用者】 23.8% 本人:11.0% 事業主:12.8%	23.8% 2020年にかけて 65歳に引上げて 87歳に引上げて 87歳に引上げて 2020年にかけて 2020年にかける	
ドイツ	1階建て 1階建て 一般年金保険 自営業者の 年金保険	民間被用者及び 特定の職業に従事す る自営業者(弁護 士、医師等)	19.9% (労使折半)	65歳 ※2012年から2029年 までに67歳に引上げ	給付費の27.5% (2006年)
フランス	1 階建 で	被用者及び 自営業者	【一般被用者】 16.65% 本人:6.75% 事業主:9.9%	60歳	一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等により 約24%程度(2006 年)
スウェーデン	1階建て 保証年金 所得比例年金	被用者及び 自営業者	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)。	61歳以降本人が選択。 (ただし、保証年金の 支給開始年齢は65歳)	保証年金部分

<資料出所>

- \cdot Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2007
- $\boldsymbol{\cdot}$ The Mutual Information System on Social Protection
- ・先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ(東京大学出版会) 他

第6章 年金積立金の運用

1 年金積立金の運用の 意義

公的年金の財政運営は基本的に賦課方式(世代と世代の支え合い)の考え方に基づいて行われていますが、積立金を保有してその運用収益を活用すること等により、将来の保険料負担の急増等を緩和することが可能となります。

平成 16(2004)年年金制度改正においては、 年金財政の運営方式について、いわゆる「有限 均衡方式」によることとされました。すなわち、 年金制度の給付と負担の均衡を図るべき期間と して、既に生まれている世代が概ね年金受給を 終えるまでの期間(つまり 100 年程度)の期間 を設定することとされ、積立金保有水準の目標 は、給付と負担の均衡を図るべき期間の最終時 点において1年分程度の保有となるようにすれ ば良いことになります。

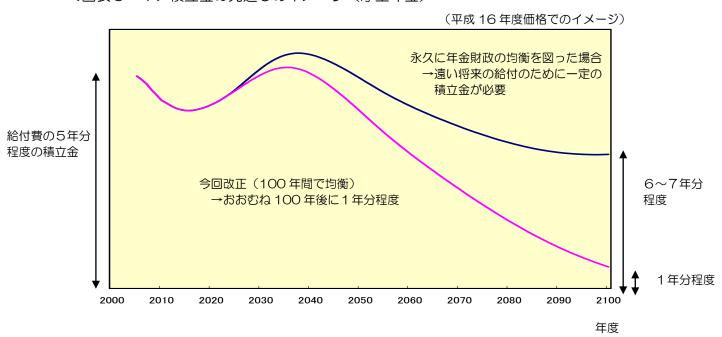
2 運用の仕組み等

(1) 運用の仕組み

平成 16(2004)年年金制度改正においては、 積立金運用に係る専門性を徹底し、責任の明確 化を図る観点から、従来より積立金の管理・運 用を行ってきた特殊法人(年金資金運用基金)を 廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法 人を設立した上で、同法人自ら債券、株式等の 資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定める こととされました。

現在、年金積立金の運用は、厚生労働大臣が 自主運用する仕組みとなっており、厚生労働大 臣は年金積立金管理運用独立行政法人に寄託す ることにより運用しています。

〈図表6-1〉積立金の見通しのイメージ(厚生年金)



(2) 運用の目標

1実質的な運用収益の確保

積立金の運用は、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき基本ポートフォリオを定めて、これに基づいて行うこととされています。

②市場平均収益率の確保

積立金の運用に当たっては、各年度において、 各資産ごとに、それぞれのベンチマーク収益率 を確保するよう努めるとともに、中期目標期間 において、それぞれのベンチマーク収益率を確 保することとされています。

また、ベンチマークについては、市場を反映 した構成であること等の条件を満たす適切な市 場指標を用いることとされています。

(3) リスク管理

年金積立金については、分散投資による運用 管理とともに、管理・運用に伴う各種リスクの 管理を適切に行うこととされています。

(4) 市場や民間活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を 考慮し、市場の価格形成、民間の投資行動を歪 めないように配慮するとともに、民間企業の経 営に対して影響を及ぼさないように配慮するこ ととされています。

(5) 年金給付のための流動性の確保

年金給付に必要な流動性(現金等)を確保することとされています。

(6) 具体的な方針の策定

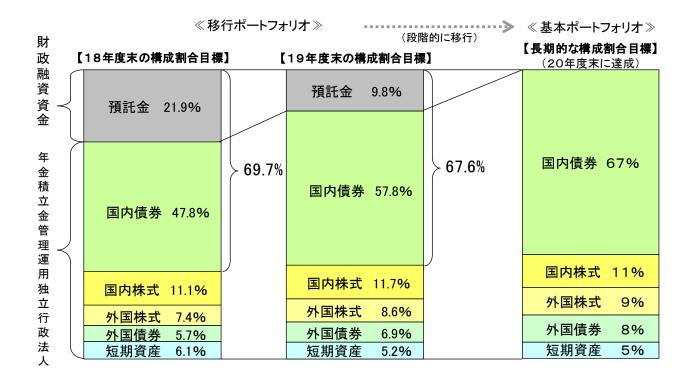
年金積立金の管理・運用を行う年金積立金管 理運用独立行政法人において、管理・運用に係 る具体的な方針を策定することとされています。

〈図表6-2〉資産構成割合(ポートフォリオ)

○年金積立金の資産の構成割合

年金積立金の運用は、その運用を管理する年金積立金管理運用独立行政法人が自ら定めた運用資産の構成割合に基づいて行われている。

資産構成割合は平成20年度末において、旧資金運用部(現 財政融資資金)への預託金が全て償還され、長期的な構成割合目標(基本ポートフォリオ)が達成された。



<図表6-3>

年金積立金全体の運用収益の状況

<図表6-3>

年金積立金全体の運用収益の状況

(出法,) (五本)

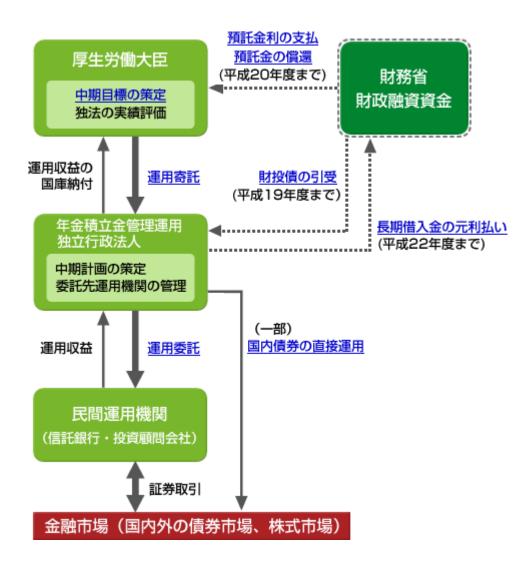
								<u>(単位:億円)</u>		(参考)
	年金積立金管理運用独立行政法人				預託金の	年金積立金全体の			年金積立金全体の	
	の運用収益	累積収益	うち、年金特別 会計へ納付 .	会計上の 累積収益	運用収益 (年金特別会計)	運用収益 収益	収益率	累積収益	年度末資産額	管理運用法人
平成13年度	-13,084	-29,976	4年度納付 133	-30,109	40,870	27,787	1.94%	27,787	144.3兆円	38.6兆円
平成14年度	-30,608	-60,584		-60,717	32,968	2,360	0.17%	30,146	141.5兆円	50.2兆円
平成15年度	44,306	-16,278		-16,411	24,407	68,714	4.90%	98,860	145.6兆円	70.3兆円
平成16年度	22,419	6,141		6,008	17,169	39,588	2.73%	138,448	148.0兆円	87.2兆円
平成17年度	86,811	92,952	8,122	84,697	11,533	98,344	6.83%	236,792	150.0兆円	102.9兆円
平成18年度	37,608	^(注2) 130,562	19,611	102,697	8,061	45,669	3.10%	282,461	149.1兆円	114.5兆円
平成19年度	-56,455	74,108	13,017	33,225	4,678	-51,777	-3.53%	230,684	138.6兆円	119.9兆円
平成20年度	-94,015	-19,908	17,936	-78,727	839	-93,176	-6.86%	137,508	123.8兆円	117.6兆円
合 計	(注3) —3,018 [-19,908]	-	58,819	-	140,526	137,508	(過去5年) 0.33% (通期8年) 1.07%	-		

⁽注1) 年金積立金管理運用独立行政法人(以下、管理運用法人という。)の平成13年度の累積収益には、旧年金福祉事業団の累積利差損益(-17,025億円) を含み、平成4年度の年金特別会計への納付金 (133億円) を加えた額である。

⁽注2) 管理運用法人の平成18年度の累積収益には、平成18年4月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づいて財務 諸表を作成したことに伴う資産額の評価増分(3 億円)を含む。 (注3) 管理運用法人の平成13年度から平成20年度の運用収益額の合計は-3,018億円であるが、これに(注1)と(注2)を加味したものが、平成20年度の

果藉収益額(-19.908億円)である。 (注4)年金積立金年度末時価額は、年金特別会計(厚生年金・国民年金)の合計額である。 (注5)管理運用法人の年度末資産額には、財政融資資金からの借入金額が含まれている。 (注6)上記の数値は四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

現在の仕組み



第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を 保障することにより、国民の多様な老後の二 ーズに対応し、より豊かな老後生活を送るた めの制度として重要な役割を果たしていま す。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中から自らの希望やニーズに合った制度を実施することができる体制が整備されています。

2 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、加入した期間等に基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度を言います。この場合、加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業等が追加拠出をする必要が生じるという問題があります。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される年金制度を言います。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者にとっては運用のリスクを負い、老後の生活設計を立てにくい面があります。

<図表7-1> 企業年金等の種類

種類	タイプ	概 要
厚生年金基金 【厚生年金保険法】 確定給付企業年金 (基金型) 【確定給付企業年金法】 確定給付企業年金 (規約型) 【確定給付企業年金法】	確定給付型	一企業単独(単独設立)、親企業と子企業が共同(連合設立)、又は同種同業の多数企業が共同(総合設立)して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。 母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。 労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 (企業型) 【確定拠出年金法】 確定拠出年金 (個人型) 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。 企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
国民年金基金【国民年金法】	確定給付型	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。
税制適格年金【法人税法】	確定給付型	企業が信託会社等と契約を結んで、母体企業の外で資金を管理・運用し、年金又は退職一時金を支払うもの。法人税法で定める要件を満たすことにより掛金を損金扱いできる。(平成23年度末までに廃止予定)

<図表7-2>

企業年金制度等の比較

	確定拠出年	金(掛金建て年金)	確定給付型年金	国民年金基金	
制度	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の代行と加算)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	
基本的な仕組 掛金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障	給付額を保障		
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者	第1号 自営業者等(国民年金1号被保険 者)→3号、公務員は対象外 3.9万人(H21.3.31現在)	厚生年金の被保険者	厚生年金の被保険者	自営業者等 (国民年金1号被保険者)
	311 万人(H21.3.31 現在)	第2号 他の企業年金を導入していない 企業に勤務している従業員 6.2万人(H21.3.31現在)	474 万人(H21.3.31 現在)	600 万人(H21.3.31 現在)	65 万人(H20.3.31 現在)
老齡給付	(給付期間) 5年以上の有期又は終身 化)	9年金(掛金+その運用益で年金	加算部分 半分以上は終身 年金 代行部分の5割 以上の上乗せ 代行部分 終身年金	5年以上の有期又は終身 年金	10目:終身 20目~:終身又は有期年金
掛金	事業主拠出のみ →加入者の拠出は不可 ・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分: 免除保険料 →事業主と加入者が折半		・加算部分→多くは事業主 の負担 ・代行部分: 免除保険料 →事業主と加入者が折半	事業主拠出が原則 →加入者拠出も可 (加入者が同意した場合)	本人拠出のみ加入時年齢、男女別により決まる
拠出限度額 (月額)	他の企業年金が ない場合→5.1万円 ある場合→2.55万円	第1号 : 6.8万円 →国民年金基金と枠を共有 第2号 : 2.3万円	なし	なし	6.8万円 →確定拠出年金個人型と枠 を共有

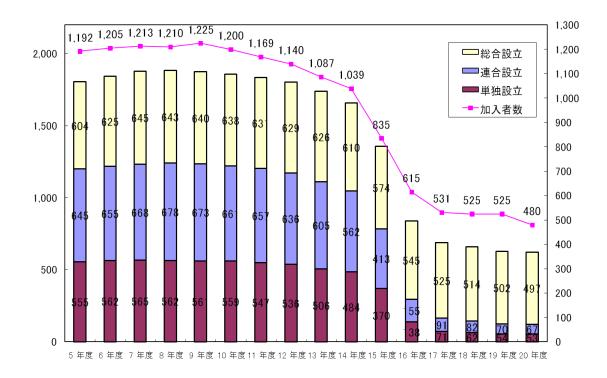
3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41 (1966) 年に発足した古い歴史を持ち、厚生年金の給付の一部を 代行して行うとともに、企業の実情等に応じて独自の上乗せ給付を行うことができる、わが国の企業 年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化等を原因とする基金の解散 や、代行給付に伴う制約(終身年金を原則とするなど)のない確定給付企業年金制度への移行(二代 行返上)が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

<図表7-3>

厚生年金基金数と加入者数



H14年度以降の解散299、代行(過去)返上806基金

<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

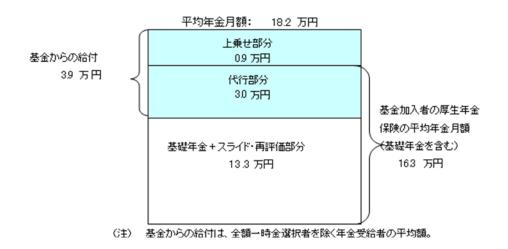
(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年 度	~H8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
総 数	26	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	2	463
単独型・連 合型	19	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	0	0	0	325
総合型	7	3	2	3	2	3	16	35	27	15	8	11	4	2	138

注:H21年度はH21年9月1日現在の数値を使用

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

〈平成 18 年度末現在:月額〉



4 確定給付企業年金の現状

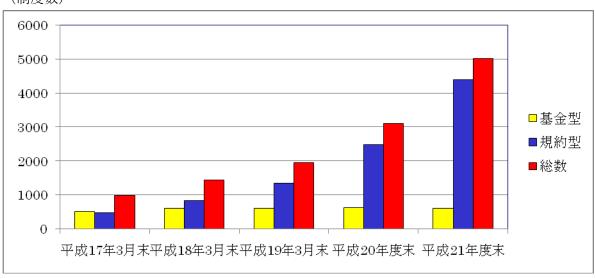
確定給付企業年金制度は、平成 14(2002)年4月に発足した最も新しい制度ですが、厚生年金基金と異なり代行給付がないために労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、かつ受給権の保護等が確保されている長所を有しています。

確定給付企業年金には基金型と規約型がありますが、基金型を中心に厚生年金基金が代行返上を行って確定給付企業年金に移行してくるケースが多くなっています。

<図表7-5>

確定給付企業年金の実施状況

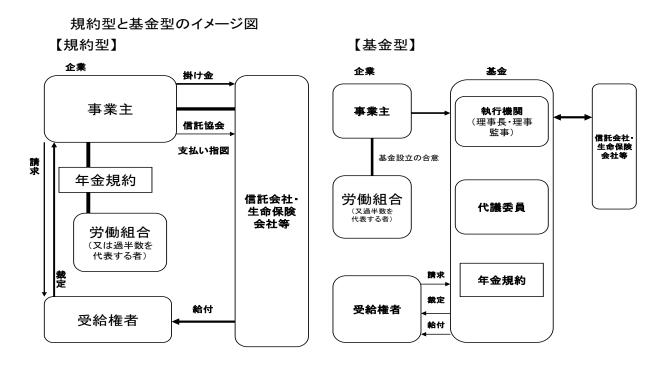




	基金型	規約型	総数(件)
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	606	1,338	1,944
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,009
平成21年3月末	611	4,397	5,008

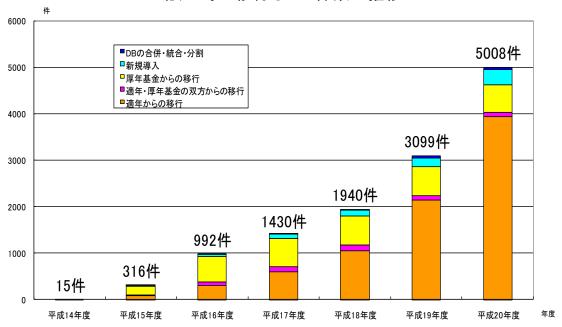
【厚生労働省 年金局調べ】

<図表7-6>



<図表7-7>

<確定給付企業年金制度> 設立時の移行もとの件数の推移



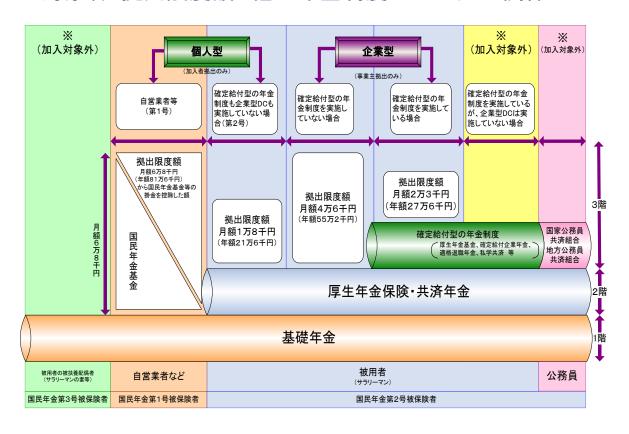
(注)平成20年度の件数は速報値である。

5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者の自己責任による運用の指図に従って得られた運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度であり、厚生年金基金等の企業年金が普及していない中小企業の従業員や自営業者等のニーズに応える観点や、確定給付型の企業年金が離転職に対応しにくいといった指摘に対応する観点から、平成 13(2001)年10月に発足しました。

<図表7-8>

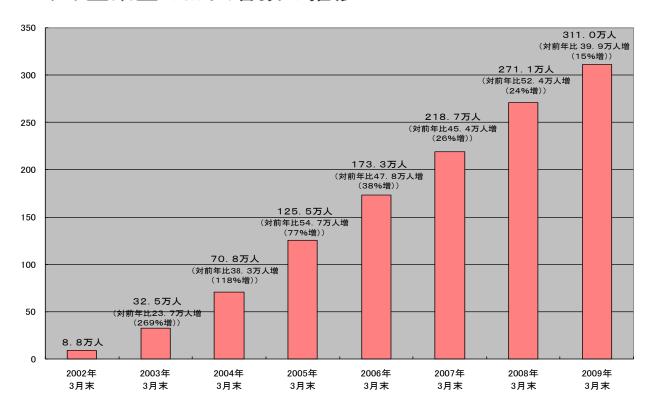
対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



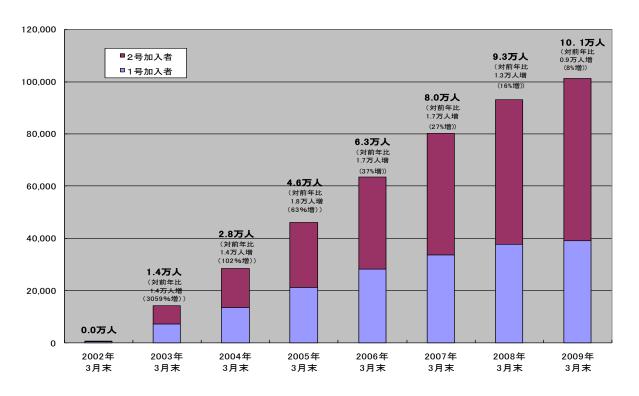
<図表7-9>

確定拠出年金制度の実施状況

(1)企業型の加入者数の推移



(2)個人型の加入者数の推移



6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等(国民年金の第1号被保険者)が、自らの選択により任意で加入し、基礎年金の上乗せ給付を受けられるようにすることによって、老後の所得保障の充実を図るものとして、平成3(1991)年に制度が整備されました。

国民年金基金には、次の2種類がある。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する 1,000 人以上の者で組織されている(平成 19年度末現在 47 基金)

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業又は業務に従事する 3,000 人以上の者で組織されている (平成 19年度末現在 25 基金)

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢等に基づき定められた額の掛金を納付します。

国民年金基金の加入状況

(単位:万人)

		平成3年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全体		43.6	76.4	78.7	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8
	地域型	37.1	63.8	66.0	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2
	職能型	6.6	12.6	12.7	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6

国民年金基金の給付状況(平均年金月額)

	総計	基金		連合会	
			地域型	職能型	
合計	2. 0万円	2. 1万円	2. 0万円	2.6万円	1. 3万円
1 🗆 🗏	1. 0万円	1. 0万円	1. 0万円	1. 1万円	0.6万円
2口目以降	2. 1万円	2. 2万円	2. 0万円	2.8万円	1. 4万円

^{※20}目以降については、20目以降を受給している者の平均

国民年金基金の老齢年金月額

加入年齡	35歳0月まで	45歳0月まで	50歳0月まで	50歳1月以降
1 □目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 (月単位)で異なる
2□目(□数毎)	1万円	5千円	5千円	

(注)基金の給付は、老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)

参考資料

平成21年財政検証結果

1 平成16年年金制度改正における給付と負担の見通し

給付水準

(厚生年金(夫婦の基 礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35年度以降:50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。 ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

改正前 厚生年金:13,58% (本人6,79%) 国民年金:13,300円

(厚生年金)

・平成16年10月から 毎年0.354% (本人0.177%)の増 ※平均的勤労者(月収 36.0万円、ボーナス 3.6ヶ月分)本人 各月650円 ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17年4月から 毎年月額280円の増 (平成16年度価格)

平成29年度以降 厚生年金:18,30% (事業主9,15%) 国民年金:16,900円 (平成16年度価格*)

※「平成16年度価格」 16年度の賃金水準を基準と して価格表示したもの。 実際に賦課される保険料額 は、16年度価格の額に、賦 課される時点までの賃金上昇 率を乗じて定められる。した がって、その額は今後の賃金 の上昇の状況に応じて変化す る。

基礎年金国庫負担 割合の 引上げとその道筋

平成16年度:着手

財源:年金課税の見直し (公的年金等控除の見直し 老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(11/1000)

平成17年度・18年度: 適切な水準にまで引上げ

- ・平成17年度は、定率減税の2分の1縮減による増収分のうち1,101億円を基礎年金に充当
- ・平成18年度は、定率減 税の縮減・廃止を踏まえ、 国庫負担割合を1/3+ 25/1000に引上げ
- ・平成19年度は、平成19 年度以降の国庫負担割合を 1/3+32/1000に引上げ

平成19年度を目途 【平成16年12月与党 税制改革大綱】 消費税を含む税体系 の抜本的改革を実現

平成21年度: 2分の1への31上げ完了

2 財政検証の諸前提

(1) 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- ・「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」を使用。
- ・ 合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率	平均寿命	
2005年(実績) 2055年	2005年(実績) 2055年	
出生高位: 1.5 1.26 → 出生中位: 1.2 出生低位: 1.0	死亡低位 {男: 84.93 女: 91.51	~.

(2) 労働力率の前提

平成20年4月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計(平成20年3月)」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定。

(3) 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成21年財政検証における経済前提の範囲について(検討結果の報告)」(平成20年11月12日) および内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(平成21年1月) をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の3つのケースを以下のとおり設定。

- ・長期の経済前提(平成 28(2016)年度以降)は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲(**)の中央値をとって設定。
- ※過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済 に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲を推計。

長期の経済前提	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考	
経済中位	1. 0 %	名目 2.5%	名目 4.1%	全要素生産性上昇率1.0%	
ケース		実質(対物価) 1.5%	実質(対物価) 3.1%	の場合の範囲の中央値	
経済高位	1. 0 %	名目 2.9%	名目 4.2%	全要素生産性上昇率1.3%	
ケース		実質(対物価) 1.9%	実質(対物価) 3.2%	の場合の範囲の中央値	
経済低位	1. 0 %	名目 2.1%	名目 3.9%	全要素生産性上昇率0.7%	
ケース		実質(対物価) 1.1%	実質(対物価) 2.9%	の場合の範囲の中央値	

※足下の経済前提(平成 27(2015)年度以前)は、内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(平成 21 年1月)に準拠。

- 経済中位ケース: 2010年世界経済順調回復シナリオ(ケース1-1-1) 経済高位ケース: 2010年世界経済急回復シナリオ(ケース1-1-2)

経済低位ケース: 世界経済底ばい継続シナリオ(ケース1-1-3)

- ※平成 27(2015)~51(2039)年度平均の実質経済成長率は、経済中位ケースで0.8%程度、経済高位ケースで1.2%程度、経済低位ケースで0.4%程度と見込まれる。
- ※なお、名目運用利回りは上記のほか長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定している。また、平成20(2008)年度については平成20(2008)年12月末における株価等の状況を織り込んでいる。

(4) その他の前提

- ・上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。
- ・基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしている。

3 厚生年金の財政見通し

厚生年金の財政見通し(平成21年財政検証)

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料率	収入合計				支出合計		収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(21年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21 (2009)	15.704	34.9	23.8	2.1	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1
22 (2010)	16.058	35.0	24.7	2.5	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9
23 (2011)	16.412	36.7	26.2	2.7	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8
24 (2012)	16.766	38.5	27.6	2.8	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6
25 (2013)	17.120	40.4	28.9	3.1	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5
26 (2014)	17.474	42.5	30.3	3.6	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4
27 (2015)	17.828	44.8	31.7	4.1	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5	3.3
32 (2020)	18.30	53.3	36.9	6.8	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6	3.6
37 (2025)	18.30	59.5	40.8	8.6	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5	4.3
42 (2030)	18.30	66.1	44.5	11.1	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0	5.2
52 (2040)	18.30	78.5	49.1	16.5	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5	6.0
62 (2050)	18.30	90.4	54.1	20.2	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3	6.0
72 (2060)	18.30	101.2	59.8	22.5	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8	5.7
82 (2070)	18.30	109.6	65.2	22.6	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1	5.0
92 (2080)	18.30	116.7	72.4	20.3	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1	4.1
102 (2090)	18.30	123.9	81.2	16.6	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8	3.1
112 (2100)	18.30	129.9	90.7	10.3	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0	1.8
117 (2105)	18.30	132.4	96.2	5.8	30.4	157.5	60.8	-25.1	132.4	13.2	1.0

- (注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注2)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。
- (注3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
- (注4)「出生率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。
- (注5)「死亡率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

(備考)

前提: 基本ケース 出生: 中位ケース 死亡: 中位ケース 経済: 中位ケース 長期の経済前提 物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5%

賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1% 平成24(2012)年度 調整終了年度

マクロ経済スライド

調整開始年度

平成50(2038)年度

最終的な所得代替率 50.1% (平成50(2038)年度以降)

国民年金の財政見通し 4

国民年金の財政見通し(平成21年財政検証)

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料月額	収入合計				支出合計		収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(注1)		保険料 収 入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(21年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21 (2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22 (2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23 (2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24 (2012) 25 (2013)	15,540 15,820	4.9 5.1	2.2 2.3	$0.2 \\ 0.2$	2.5 2.6	4.8 5.0	4.6 4.8	0.1 0.1	$10.4 \\ 10.5$	10.5 10.3	2.1 2.1
26 (2014)	16,100	5.4	$\frac{2.3}{2.4}$	0.2	2.7	5.0	5.0	0.1	10.5	10.3	2.1
27 (2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32 (2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37 (2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42 (2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1	2.8
52 (2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9	3.4
62 (2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2	3.3
72 (2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3	3.1
82 (2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7	2.8
92 (2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0	2.3
102 (2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8	1.9
112 (2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8	1.3
117 (2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9	1.0

⁽注1)保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、 平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。
- (注4)「出生率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における合計特殊出生率を1.26としている。
- (注5)「死亡率:中位ケース」では、平成67(2055)年度における平均寿命を、男子は83.67年、女子は90.34年としている。

(備考)

前提: 基本ケース 出生: 中位ケース 死亡: 中位ケース

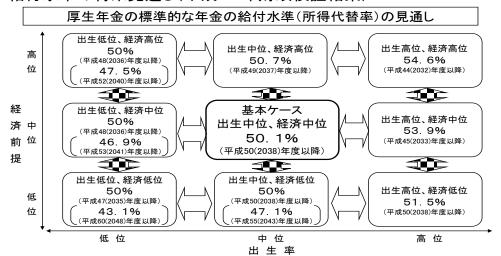
経済: 中位ケース

長期の経済前提

物価上昇率 1.0% 賃金上昇率 2.5% 運用利回り 4.1% マクロ経済スライド 調整開始年度 平成24(2012)年度 調整終了年度 平成50(2038)年度

給付水準の将来見通し 5

給付水準の将来見通し(平成21年財政検証結果)

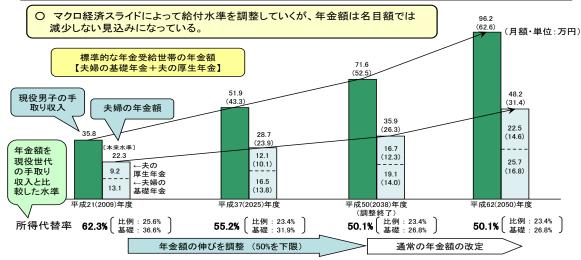


- (注1)図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの 適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。
- (注2)上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合 52.3%(平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9%(平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて 財政を均衡させた場合)の見通しである。
- (注3)マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度

年金額及び所得代替率の見通し(標準世帯) 6

基本ケース(出生中位、経済中位)の場合の試算結果

厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額)



- ス(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
- (注2)マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。 (注3)次の財政検証の時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は60.1%の見通しであり、この時点で50%を下回る見込みとはなっていない。 (注4)報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。

- (注5)図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。 (注6)年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。
- (注7)年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも貫金上昇率の方が大きいため、そのときどきの 現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。